

5 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（教育資金の非課税）

○ 制度の概要

平成25年4月1日から令和3年3月31日までの間に、個人（30歳未満の方に限ります。以下この5において「受贈者」といいます。）が、教育資金^(注1)に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属（父母や祖父母など。以下この5において「贈与者」といいます。）から①信託受益権を付与された場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等有価証券を購入した場合には、これらの信託受益権、金銭又は金銭等（以下この5において「信託受益権又は金銭等」といいます。）の価額のうち1,500万円までの金額に相当する部分の価額については、金融機関等の営業所等を経由して教育資金非課税申告書を提出することにより贈与税が非課税となります^(注2)。

なお、契約期間中に贈与者が死亡した場合には、原則として^(注3)、その死亡日における非課税抛出額^(注4)から教育資金支出額^(注5)（学校等以外の者に支払われる金銭については、500万円を限度とします。以下この5において同じです。）を控除した残額のうち、その死亡前3年以内にその贈与者から取得した信託受益権又は金銭等の価額でこの特例の適用を受けたものに対応する金額（以下この5において「管理残額」といいます。）を、贈与者から相続等により取得したこととされます。

また、教育資金口座に係る契約が終了した場合には、非課税抛出額から教育資金支出額を控除（管理残額がある場合には、管理残額も控除します。）した残額があるときは、その残額はその契約終了時に贈与があったこととされます。

（注）1 教育資金とは、次の(1)及び(2)に掲げる金銭をいいます。

(1) 学校等に対して直接支払われる入学金、授業料など一定の金銭

(2) 学校等以外の者（学習塾や水泳教室など）に対して直接支払われる一定の金銭で教育を受けるために支払われるものとして社会通念上相当と認められるもの

2 信託受益権又は金銭等を取得した日の属する年の前年分の受贈者の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合には、この特例の適用を受けることができません（平成31年4月1日以後に取得する信託受益権又は金銭等に係る贈与税について適用されます。）。

3 贈与者の死亡日において受贈者が23歳未満である場合や平成31年4月1日以後に非課税抛出がない場合など、一定の場合には相続等により取得したこととされません。

4 非課税抛出額とは、教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書にこの特例の適用を受けるものとして記載された金額の合計額（1,500万円を限度とします。）をいいます。

5 教育資金支出額とは、金融機関等の営業所等において、教育資金の支払の事実を証する書類等（領収書等）により教育資金の支払の事実が確認され、かつ、記録された金額の合計額をいいます。

詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載している「祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし」をご覧ください。

なお、教育資金及び学校等の範囲については、文部科学省ホームページ【<http://www.mext.go.jp>】（教育資金及び学校等の範囲に関する情報が掲載されています。）をご確認ください。



Q & A 「教育資金の非課税」の特例の適用

問： 「教育資金の非課税」の特例の適用を受けるためには、どのような手続を行えばよいのですか。

答： 「教育資金の非課税」の特例の適用を受けるためには、その適用を受けようとする受贈者が、教育資金非課税申告書をその申告書に記載された取扱金融機関の営業所等を経由して、信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日（以下「預入等期限」といいます。）までに、その受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。また、教育資金非課税申告書が取扱金融機関の営業所等に受理された場合には、その受理された日にその受贈者の納税地の所轄税務署長に提出されたものとみなされます。

なお、預入等期限までに教育資金非課税申告書の提出がない場合には、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けることはできません。

（注） 教育資金非課税申告書は、取扱金融機関の営業所等を経由して提出しなければなりません。

したがって、預入等期限までに税務署で行っていただく手続はありません。